

令和元年度
(第2回)

野田市公共下水道運営審議会

会 議 資 料

日 時 令和元年10月25日(金)
午後3時から
場 所 野田市役所 8階
大会議室

野田市公共下水道運営審議会次第

日時 令和元年10月25日（金）
午後3時から
場所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

報告第1号 野田市公共下水道事業の概要及び整備状況について
報告第2号 野田市公共下水道事業財政状況について
報告第3号 野田市公共下水道事業地方公営企業法適用及び経営
戦略について

4 閉 会

※資 料

野田市の公共下水道事業 快適な生活環境をつくる・・・資料1
野田市の公共下水道（汚水）野田地域 関宿地域・・・資料2
野田市公共下水道運営審議会委員名簿・・・・・・・・別添1
野田市公共下水道運営審議会席次表・・・・・・・・別添2

野田市公共下水道事業の概要及び整備状況について

1 公共下水道（污水）整備計画の概要

下水道計画は、河川等の公共用水域の水質汚濁が社会問題となった昭和42年に公害対策基本法（現：環境基本法 平成5年制定）が制定され、その中で公共下水道は、水質汚濁を防止する基本的施策として位置付けられ、政府はその整備推進するための措置を講じなければならないと規定されました。

その後、昭和45年に下水道法の一部が改正され、水質の環境基準が定められた公共用水域のうち、その水質汚濁が2以上の市町村から排出される汚水によるもので、広域的な観点から下水道の整備によって、水質環境基準を満たす必要があると認められるものについて、都道府県は流域別下水道整備総合計画を定めなければならない旨の規定が追加されました。これにより、江戸川左岸流域下水道整備総合計画が千葉県により策定され、江戸川左岸に沿った野田市から市川市までの8市※にわたる汚水を広域的に集めて処理することになりました。【P2参照】

野田市では、この江戸川左岸流域関連公共下水道の関連市として、全体計画を策定し、昭和48年に下水道整備事業に着手し現在も整備を推進しております。

野田市の公共下水道計画（污水）は、平成15年6月に関宿町との合併により、全体計画面積4,184.3ha、汚水計画人口132千人、目標年次を令和6年度とし、野田地域では、福田地区及び川間地区の一部の区域を除き、主に国道16号線と江戸川で挟まれた区域を計画の範囲としています。関宿地域では、現在の市街化区域と市街化調整区域に点在する住宅密集地区が全体計画区域となっています。

また、下水道の整備を行うための事業認可面積は、現在2,163.6haを取得し汚水整備を進めており、31年4月1日現在で供用開始をした面積は1,759.43ha、下水道普及率は66.50%となっております。

※8市 野田市・柏市・流山市・松戸市・鎌ヶ谷市・市川市
船橋市・浦安市

2 野田市公共下水道整備について

(1) 平成30年度整備実績及び令和元年度整備について

概要：下水道管渠の整備を図り、都市の健全な発展及び生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図る。

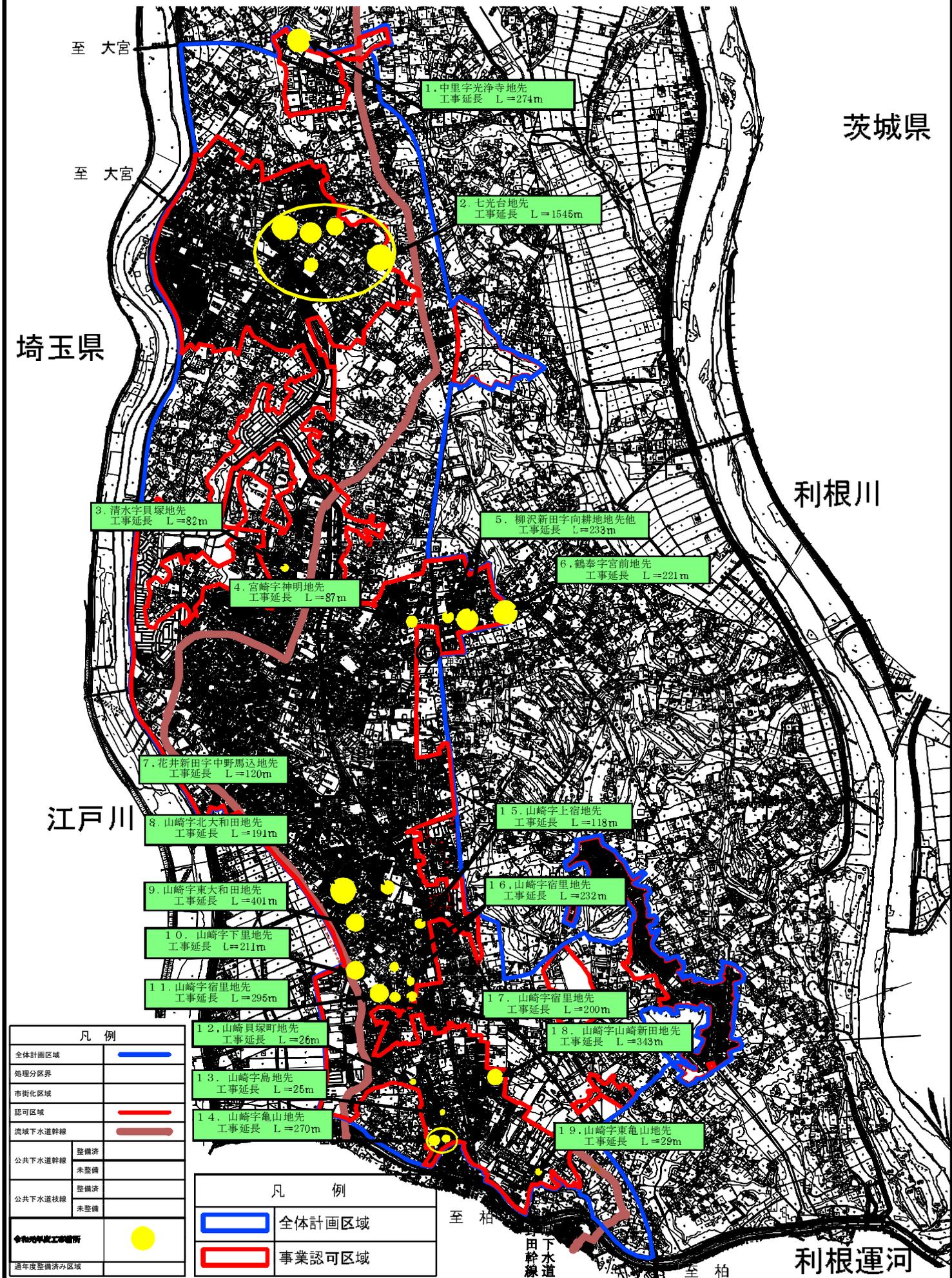
	30年度（実績）	元年度
整備内容	○整備面積 16.48ha	○整備面積 50.00ha
	○整備延長 3.6km	○整備延長 4.9km
	下水道普及率66.50% (+0.77%)	下水道普及率67.10% (+0.60%)

(2) 令和元年度整備箇所について

公共下水道（汚水）の整備箇所は次のとおりです。

	施工箇所	工事延長
1	中里字光浄寺地先	L = 274m
2	七光台地先	L = 1545m
3	清水字貝塚地先	L = 82m
4	宮崎字神明地先	L = 87m
5	柳沢新田字向耕地地先他	L = 233m
6	鶴奉字宮前地先	L = 221m
7	花井新田字中野馬込地先	L = 120m
8	山崎字北大和田地先	L = 191m
9	山崎字東大和田地先	L = 401m
10	山崎字下里地先	L = 211m
11	山崎字宿里地先	L = 295m
12	山崎貝塚町地先	L = 26m
13	山崎字島地先	L = 25m
14	山崎字亀山地先	L = 270m
15	山崎字上宿地先	L = 118m
16	山崎字宿里地先	L = 232m
17	山崎字宿里地先	L = 200m
18	山崎字山崎新田地先	L = 343m
19	山崎字東亀山地先	L = 29m

令和元年度 公共下水道整備（污水）



- 1. 中里字光浄寺地先
工事延長 L=274m
- 2. 七光台地先
工事延長 L=1545m
- 3. 清水字貝塚地先
工事延長 L=82m
- 4. 宮崎字神明地先
工事延長 L=87m
- 5. 柳沢新田字向耕地地先他
工事延長 L=233m
- 6. 鶴泰字宮前地先
工事延長 L=221m
- 7. 花井新田字中野馬込地先
工事延長 L=120m
- 8. 山崎字北大和田地先
工事延長 L=191m
- 9. 山崎字東大和田地先
工事延長 L=401m
- 10. 山崎字下里地先
工事延長 L=211m
- 11. 山崎字宿里地先
工事延長 L=295m
- 12. 山崎貝塚町地先
工事延長 L=26m
- 13. 山崎字島地先
工事延長 L=25m
- 14. 山崎字亀山地先
工事延長 L=270m
- 15. 山崎字上宿地先
工事延長 L=113m
- 16. 山崎字宿里地先
工事延長 L=232m
- 17. 山崎字宿里地先
工事延長 L=200m
- 18. 山崎字山崎新田地先
工事延長 L=343m
- 19. 山崎字東亀山地先
工事延長 L=29m

凡 例	
全体計画区域	— (Blue outline)
地理分界	— (Black line)
市街化区域	— (Black line)
認可区域	— (Red outline)
流域下水道幹線	— (Red line)
公共下水道幹線	— (Blue line)
公共下水道枝線	— (Red line)
令和元年度工事箇所	● (Yellow circle)
過年度整備済み区域	— (Green outline)

凡 例	
全体計画区域	— (Blue outline)
事業認可区域	— (Red outline)

報告第 2 号

野田市公共下水道事業財政状況について

1 財源の仕組み

下水道事業を執行・運営していくためには、建設費及び維持管理費が必要となります。

建設費については、国庫補助金、地方債、下水道使用料、受益者負担金等により、また維持管理費については、下水道使用料及び一般会計繰入金により賄われています。

(1) 建設財源

ア 国庫補助金

下水道の公共的役割に鑑み、公共事業として、国家的見地から、その整備の推進を図るため、雨水及び汚水に係る施設の基幹的部分を地方公共団体に補助しているものです。

イ 地方債

下水道はその事業効果が相当長期にわたる公共施設であるため、下水道の建設に当たっては、世代間の負担の公平化等の観点から、地方債の充当が行われています。

ウ 下水道使用料

建設財源のうち国庫補助金、地方債、受益者負担金で充てられた以外の部分について、下水道使用料が充てられています。

エ 受益者負担金

都市計画法第 75 条の規定に基づき徴収するもので、都市計画事業として行われる下水道事業について、地方公共団体が条例を定めて徴収しているものです。

(2) 維持管理費財源

ア 下水道使用料

汚水に係わる経費（維持管理費及び資本費）については、条例で定めるところにより、公共下水道の利用者から使用料を徴収しています。

イ 一般会計繰入金

雨水に係わる経費や分流式下水道等に要する経費等公費で負担すべ

き部分及び使用料収入で不足する部分については、一般会計からの繰入金で充てられています。

2 各年度の実績

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
有収水量 (m ³)	8,051,238	8,320,654	8,415,624	8,680,633	8,791,611
使用料収入 (千円)	1,197,230	1,248,852	1,257,414	1,305,984	1,321,364
下水道管理費 (千円)	2,015,446	2,086,896	2,096,850	2,103,257	2,096,624
うち維持管理費 (千円)	753,271	822,245	850,035	866,417	884,273
うち資本費 (千円)	1,262,175	1,264,651	1,246,815	1,236,840	1,212,351
資本費算入率※1	35.17%	33.73%	32.67%	35.54%	36.05%
一般会計繰入金 (千円)	1,347,000	1,355,500	1,381,099	1,235,000	1,176,600
使用料単価 (円) ※2	148.70	150.09	149.41	150.45	150.30

※1：資本費参入率 (%) = (使用料－維持管理費) ÷ 資本費

※2：使用料単価 (円/m³) = 使用料収入 ÷ 有収水量 (汚水量)

●有収水量 (汚水量) の内訳

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
大口使用者 (m ³)	887,974	943,236	940,833	964,250	1,009,004
一般使用者 (m ³)	7,163,264	7,377,418	7,474,791	7,716,383	7,760,870

●使用料収入の内訳

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
大口使用者 (千円)	272,739	292,904	286,677	300,865	313,524
一般使用者 (千円)	895,853	925,235	944,217	971,193	975,812
過年度分 (千円)	28,638	30,713	26,520	33,926	32,028
合計 (千円)	1,197,230	1,248,852	1,257,414	1,305,984	1,321,364

(1) 有収水量及び使用料収入

有収水量 (汚水量) については増加傾向にあり、特に大口使用者※3が対前年度比において 4.64%程の増 (44,754 m³増) となっています。また、一般使用者 (各家庭) においても、下水道管渠の枝線整備による新規接続件数が発生したため、一般使用者 (各家庭) での汚水量が対前年度比において 0.58%増 (44,487 m³増) となっています。

次に、使用料収入は、大口使用者の増額が見受けられ、前年度より約 1,266 万円増の約 3 億 1,350 万円でした。これは、大口使用者が相対的に 43 者から 46 者に増えたことによるものです。

※3 大口使用者は、1 日の汚水量が 30 m³以上の事業者となります。

また、一般使用者（各家庭）においては、新規接続等が増加したことにより約 462 万円増の約 9 億 7,580 万円となりました。また、過年度分は、昨年より約 190 万円減の約 3 千 200 万円でした。

今後の使用料収入では、令和元年度の調定汚水量見込みが約 884 万 m³、調定額見込みが約 13 億 3,500 万円であり、使用料単価の見込額は 151.02 円程度と予測しています。

(2) 維持管理費及び資本費

下水道管理費では下水道施設の拡充や既設管等の老朽化に伴う管渠調査や補修等で年々増加傾向となる状況ではありますが、極力出費を抑える努力をしています。

今後の維持管理費については、引き続き既設管等の老朽化に伴う管渠調査や補修等の費用で増加傾向となりますが、歳出を抑える工夫を図りながら進めていきます。

資本費では、現在の下水道普及率が約 66.50%（平成 31 年 4 月）となっておりますが、まだ、市街化区域全域の整備も終了していない等、さらに整備を進める必要があることから、今後も地方債等の財源を確保しながら事業を推進していく予定です。

このような地方債の償還は今後も継続されますが、以前より起債借入れの枠を設定して事業を進めてきたことから、各年度とも若干の差はあるものの概ね均一的な償還としています。

(3) 資本費算入率

資本費算入率※は、平成 30 年度実績 36.05%となりました。今後も維持管理費を抑え、新規接続の使用料収入実績に加え、さらに、令和 2 年度中には、中里工業団地の下水道接続により使用料収入が増加することから資本費算入率も上昇傾向になる見込みです。

※資本費算入率について

公共下水道の建設や維持管理にかかる費用に関しては、汚水の処理は特定の使用者が利益を受けるので下水道使用者が下水道使用料で負担するのが原則です。汚水処理にかかる費用には、維持管理費と資本費（下水道建設のために借り入れた市債の元利償還金）があり、本来は使用料収入により負担すべきものです。

下水道使用料は、千葉県からの通知（昭和 61 年度）では、国土交通省の指針をもとに、「資本費の 50% を使用料で徴収すべきである。」とされています。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、雨水に係わる経費と各年度の汚水処理に対して使用料収入で賄えない部分についての繰入金としました。

平成 30 年度は下水道使用料増収や流山市からの共用管利用負担金の受け入れ等により繰入金額を減らす事ができましたが、今後も一層、一般会計への負担軽減が図られるよう努めてまいります。なお、上記の一般会計繰入金額は雨水に係わる経費等も含まれて計上されており、決算書等の一般会計繰入金額と同額です。

報告第3号

野田市公共下水道事業地方公営企業法適用及び経営戦略について

1 野田市公共下水道事業地方公営企業法適用に向けた取組について

(1) 概要

野田市の公共下水道事業は、昭和48年に流域関連公共下水道事業として実施したことに始まり、毎年整備を進めてきました。現在、野田市の下水道普及率は66.50%（平成31年4月1日）で、全国、千葉県の普及率を下回る状況であることから、今後も一層の整備推進が必要です。

下水道事業の会計は、独立採算を基本とする特別会計で、下水道使用料により補えない費用については一般会計からの繰入金により運営しております。

(2) 国の要請及び地方公営企業法適用範囲

全国的な人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大等、公営企業の経営環境は厳しさを増しつつあります。このような中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり、安定的に提供していくために、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められています。このことから、総務大臣通知により、国から人口3万人以上の団体については、**令和2年4月までに地方公営企業法を適用することが要請**されています。

市としては、地方公営企業法の適用範囲の比較・検討をした結果、全部適用となると、身分が企業職員になり、新たな条例や制度の制定が必要になること、仮に執務室を本庁舎に置く場合、また、本庁舎以外に置く場合にも、経費負担等の手続きが必要となること、水防体制となった場合、連絡体制が複雑になること等、移行業務が大がかりになることから、**一部適用（財務規定のみ適用）**とすることで移行業務を進めております。

(3) 企業会計方式の導入

本市の下水道事業の課題を踏まえると、老朽化した下水道施設の改築・更新の為に資産管理や経営状況・財政状況を把握する必要があります。

現在、下水道事業特別会計では単年度の収入（歳入）及び支出（歳出）に基づき処理されています。

企業会計方式では、経営状況を把握できる損益計算書※1や公共下水道事業の財政状況を把握できる貸借対照表※2が作成され、これらを分析することで企業活動の全体像を把握し、今後の公共下水道事業の進むべき方向性についてより判り易く見える化し、市民に説明する事が出来ます。

(4) 企業会計への令和元年度取組スケジュール【P 1 1 参照】

平成 29 から 30 年度は主に固定資産調査とその評価業務※3 を行いましたが、令和元年度は主に下水道事業設置条例・下水道事業会計規則の制定や他関係法令の改正等の関係法令整備、企業会計システム構築（勘定科目の設定含む）、公営企業会計による新予算の編成等についての移行に向けた準備事務を行います。

また、企業会計システムについては、既に設定した勘定科目データを反映させ、10 月より仮稼働を行い、企業債や固定資産調査・評価のデータを反映させながら、新設した予算科目による予算見積データや予定開始貸借対照表のデータを入力し、損益計算書や貸借対照表等の財務諸表を作成した上で新年度の当初予算関係書類を作成すること等の準備作業を行う予定です。以上のように、令和 2 年 4 月 1 日に移行するスケジュールで業務を進めています。

※1 損益計算書

一事業年度における当該事業の経営成績をあきらかにするために、その期間中に得たすべての収益とこれに対するすべての費用を掲載し、純損益とその発生の由来を表示した報告書です。

※2 貸借対照表

財務諸表の中で代表的なものが貸借対照表で、一般にバランスシートと呼ばれます。貸借対照表は、一定の時点における当該事業が保有するすべての財産を総括的に表示したものです。その要素としては、資産・負債及び資本があります。

※3 固定資産調査とその評価業務

下水道事業として保有する固定資産について、決算書及びその付属資料や工事台帳等の情報を整理し、資産の取得時点の額である帳簿原価（取得価額）を把握することです。

令和元年度 地方公営企業法適用に向けた取組スケジュール(関係法令整備・企業会計システム構築・予算編成)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
設置条例・会計規程・他関係法令の整備													令和2年 4月1日～ 地方公営 企業法適
関係法令の整備		[支援委託業者] ・新規制定案(原案)の作成・提出 ・例規修正案の作成・提出	[支援委託業者] ・新規制定案(原案)の確認・検討(必要に応じて加筆・修正) ・例規修正案の確認・検討(必要に応じて加筆・修正)	[支援委託業者] ・新規制定案(浄書)の作成・提出((原案)の確認・検討結果反映) ・一部改正・廃止案(浄書)の作成・提出(例規修正案の確認・検討結果反映)					議会上程				施行
企業会計システム													
システム構築		・企業債データの洗い出し、反映 ・固定資産調査・評価のデータ反映		勘定科目反映									本稼働
勘定科目		・市から提出した勘定科目(案)の内容確認・精査(支援業務委託業者)	・勘定科目最終確認・確定										
予算編成													
減価償却費※1、貸倒・賞与引当金、特例的収入・支出※2									H31年度決算見込算定 →減価償却費・引当金積算、特例的収入・支出の作成				
当初予算見積 予算書議案作成							旧予算科目 ベース見積り	新設予算科目への見積り、査定、予算書議案の作成 (予定開始貸借対照表・キャッシュフロー計算書作成)		議会上程			令和2年度 当初予算 特例的収入及 び支出予算の 執行開始

※1 「減価償却費」は当初予算編成年度の前年度までに工事等で取得した建物、管渠、工具器具及び備品等の固定資産について毎年度減価償却される値です。

※2 「特例的収入・支出」はH31年度が打切決算となったことにより、従来出納整理期間で処理していた下水道使用料のH31年度調定分の未収金や電気料や電話料等の未払金です。

2 経営戦略の策定について

(1) 国からの要請

近年の公営企業においては、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増している中、経営健全化の取組が求められています。

このような中、公営企業が将来にわたっても住民へのサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、総務省は各公営企業に対して中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を令和2年度までに策定することを要請しました。

(2) 今後の策定スケジュール

令和2年4月より公営企業会計に移行することになりますが、令和元年度にはその移行事務の過程により作成される損益計算書や貸借対照表等の財務諸表等を確認しながら下水道事業の現状と課題の整理を行い、今後の経営の基本方針の検討と目標を設定します。さらに、その目標による今後の投資計画（施設・設備投資の見通し）等の支出や組織効率化・人材育成や広域化等の経営基盤強化に関する取組方針を検討していきます。

令和2年度においては、料金その他の収入に関する検討を行うことと污水管渠の整備やストックマネジメント計画による施設の更新、維持管理の費用を考慮することにより財政計画（財源の見通し）を策定して、投資計画と財政計画を構成させ、さらに経営基盤強化の取組方針を反映させて収支の均衡を図った収支計画を策定します。策定にあたっては、「野田市下水道事業経営戦略関係審議会スケジュール」(P13参照)の予定により審議会にて意見をお聞きし、パブリックコメントを行った後、市民の皆さまに広く周知していきたいと考えております。

「野田市下水道事業経営戦略」関係審議会スケジュール

予定年月	項 目
令和2年8月	審議会の開催 (1) 経営戦略策定について諮問 (2) 議題：経営戦略について
2年10月	審議会の開催 議題：経営戦略の素案の策定
2年10月～11月	調整会議、主管者会議
2年11月～12月	パブリックコメントの実施
3年2月	1 審議会の開催 議題：①提出された意見等について ②素案の最終決定 2 経営戦略策定について答申
3年3月	調整会議、主管者会議
3年4月	野田市下水道事業経営戦略の公表